

静岡県立農林環境専門職大学等学生相談室規則

(趣旨)

第1条 この規則は静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学の学生相談室（以下「相談室」をいう。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 相談室は、学生の学生生活上の相談等（以下「学生相談」という。）に応じ、豊かで快適な学生生活の支援に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 相談室は、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生相談及びカウンセリングに関すること。
- (2) その他、学生相談に必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 相談室に次の職員を置く。

- (1) 室長
- (2) カウンセラー

2 室長は学生課長をもって充てる。

(組織との連携)

第5条 相談室は、相談内容等により、必要に応じて関係する学内組織と連携を図るものとする。

(事務)

第6条 相談室の事務は学生課において処理する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。